

福崎町新型コロナウイルス感染症 予防対策支援事業（環境整備）のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の感染予防対策を支援します。

福崎町内で店舗・事業所等（以下「店舗等」という。）を営んでいる者が、感染予防しながら安心して営業ができるように、店舗内の予防力向上に必要となる備品購入や機器設置等の環境整備に要した経費に対して助成します。

対象事業者及び対象経費

利用客や従業員等がコロナ禍でも安心して店舗等を利用できるよう、感染予防のための環境整備にご協力をお願いします。

対象事業者	<p>1. 町内に店舗等を置く小規模事業者(①または②)</p> <p>①法人の場合：本社の所在地に関わらず、町内に店舗等を有する法人</p> <p>②個人事業主：福崎町の住民登録の有無に関わらず、町内で事業を経営している事業主</p> <p>※小規模事業者とは中小企業基本法第2条の規定によるもの（下表参照）</p> <p>2. 上記1以外の者で、福崎町商工会員であって、町内に店舗等を置く事業者</p> <p>【中小企業基本法第2条の規定に基づく小規模事業者】</p>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種分類</th><th>中小企業基本法の定義</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業・建設業・運輸業・ 下段を除くその他の事業者</td><td>20人以下の会社及び個人</td></tr> <tr> <td>卸売業・サービス業・小売業</td><td>5人以下の会社及び個人</td></tr> </tbody> </table> <p>【注意：1, 2共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も事業を継続する意思がある者 給与等の主たる収入がある場合など、副業は対象外 税法上の被扶養者や事実上扶養されている者は対象外 町税に滞納がない者 	業種分類	中小企業基本法の定義	製造業・建設業・運輸業・ 下段を除くその他の事業者	20人以下の会社及び個人	卸売業・サービス業・小売業
業種分類	中小企業基本法の定義					
製造業・建設業・運輸業・ 下段を除くその他の事業者	20人以下の会社及び個人					
卸売業・サービス業・小売業	5人以下の会社及び個人					
対象経費	<p>購入期間は令和3年4月1日から令和4年1月31日までです。</p> <p>この期間に町内の店舗等への感染症予防につながる取り組みに支払った経費で、次のとおりとする。</p> <p>①不特定多数の利用者との対面で物販・サービス等を提供する店舗等の環境整備に要した経費</p> <p>②店舗等で間隔確保や飛沫感染予防等のための機器購入又は工事等に要した経費</p> <p>③店舗等の換気等に必要な物品の購入又は工事等に要した経費 など</p> <p>④マスク・消毒液などの消耗品については、本事業の対象とはなりません。</p> <p>【対象経費の一例】</p> <p>○キャッシュレス決済導入に要する経費 ○サーモグラフィー ○非接触型体温計 ○CO₂センサー ○自動手指消毒器 ○接客用パーテーション ○間仕切り用アクリル板等 ○空気清浄機（除菌機能付き） ○加湿器 ○エアコン（除菌機能付き） ○換気扇 ○フェイスシールド ○照明用人感センサー ○自動水栓 ○自動ドア など</p> <p>※対象経費の詳細については、福崎町のホームページでご確認ください。</p>					

補助金額

補助金額 (1事業者あたり)	区分	補助金額	具体例
	1. 不特定多数の利用者と対面での物販・サービス等を提供する事業者	上限10万円	小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉
	2. 上記以外の事業者	上限5万円	建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、農業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業

※注意

- ①消費税を含んだ額とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。
- ②複数店舗・複数業種の経営者でも1事業者とし1回を限度とする。
- ③国、県、他団体の補助金と重複しての申請はできません。
ただし、要した経費が、国、県その他団体の補助額を超える場合は、補助額を超えた部分について申請することができる。(※証明できる書類が必要です)
- ④複数の物品の購入等を可とする。

申請について

申請期間	令和3年10月25日(月)から令和4年2月10日(木)まで	※郵送必着
申請書類	①福崎町新型コロナウイルス感染症予防対策支援事業補助金交付申請書兼請求書 ②確定申告書のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合 直近の法人税の確定申告書別表一の控え ・個人事業主 令和2年分の所得税の確定申告書第一表の控え ③納税証明書(指定様式) ※役場税務課で発行、要手数料300円 ④申請者と同一名義の口座番号・名義が分かる預金通帳の見開きのページのコピー ⑤店舗等の外観写真(※看板など、店舗等と分かる写真) ◆(⑥、⑦共通)補助金の対象物品の経費や性能が明確に確認できるものが必要です。 ⑥物品購入・工事実施等の内容が分かるもの <ul style="list-style-type: none"> A) 店舗等に設置していることが分かる写真 B) 備品や機器等の品番の分かるもの(カタログ等) C) 工事実施の場合は見積明細書等工事内容の分かるもの ⑦支払い内容を証明できるもの(領収書又はレシートいづれかのコピー) ⑧本人確認ができるもの(個人事業主の方のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証のいづれかのコピー ◆すべての提出書類はA4サイズに揃えて、記名・押印してください。	
申請受付場所・方法 お問合せ先	【提出先(郵送)】 〒679-2280 福崎町南田原3116-1 福崎町役場 地域振興課 (平日 8:30~17:15) TEL 0790-22-0560(代表) ※新型コロナウイルス感染症対策のため郵送での申請にご協力お願いします。	